

17 東京湾排出油等防除協議会会則【危機管理本部】

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6の協議会として、東京湾において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生し、又はおそれがある場合の防除活動について、その連携を図り、必要な事項の協議を行うとともに、別表に掲げる管内排出油等防除協議会（以下「管内協議会」という。）の防除活動の総合調整を行うことを目的とする。

(会の名称)

第2条 この協議会の名称は、「東京湾排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- 1 東京湾排出油等防除計画の協議
- 2 管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整
- 3 排出油等の防除に必要な資料の収集及び提供
- 4 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- 5 その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会の会員は、別表に掲げる国の地方行政機関、地方公共団体、管内協議会及び関係団体の長又はその指名する職員とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長、副会長、顧問及び幹事の役員を置く。

- 2 会長は、第三管区海上保安本部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、3名とし、会長が指名する者を充て、会長を補佐する。
- 4 顧問は、国の地方行政機関から会長が委嘱する。
顧問は、会長に対し、協議会の業務に関する必要な助言を行う。
- 5 幹事は、会員の推薦により選出し、総会で承認する。
幹事は、役員会の任務遂行に必要な事項の検討を行う。

(役員任期)

第6条 役員（会長を除く。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席がなければ、議決をすることができない。

- 2 定例総会は年1回、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催するものとし、総会の招集は会長が行う。
- 3 会議の議長は、会長が行い、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 5 定例総会の付議事項が次条第1号及び第3号に限られる場合には、会長は、あらかじめ付議事項を会員に通知し書面による表決を求めることができる。

6 前項の表決の結果、過半数の表決があり、第3項の規定に準じ付議事項が承認された場合、会長が承認事項を書面により会員に通知することにより、定例総会の開催及び決議に代えることができる。

(総会の付議事項)

第8条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- 1 業務報告の承認及び業務計画の審議決定
- 2 会則等の制定改廃
- 3 幹事の選出
- 4 その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、第5条第1項に定める役員をもって構成する。

- 2 役員会の招集は、会長が必要に応じて行う。
- 3 役員会の議長は、会長が当たる。
- 4 役員会の成立及び議決については、総会の定めに準ずる。
- 5 会長は、会長が必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第10条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 総会に付議すべき事項の検討・立案
- 2 総会において議決した事項
- 3 その他協議会の目的達成のため必要な事項

(技術専門委員会)

第11条 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査、研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

(資料の提供)

第12条 協議会は、管内協議会の会長等から提供された資料を取りまとめ、会員に提供する。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東京湾に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(情報提供)

第14条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置)

第15条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがあり、必要と認める場合は、会長を本部長とする総合調整本部を設置し、会員に対し、情報の共有や既に実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。なお、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者(保険査定人を含む。)、独立法人海上災害防止センターの職員その他の防除を的確に実施するために必要となる知識を有する者及びその防除措置を講ずるために有効であると認められる者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加させるものとする。

(総合調整本部の任務)

第16条 総合調整本部は、次の業務を行う。

- 1 管内協議会会員等が行う防除活動の調整
- 2 会員相互の情報交換
- 3 浮流油等状況の変化等に伴う防除勢力の調整
- 4 防災基本計画海上災害対策編に定める連絡調整本部との連携

(経費の求償)

第17条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第18条 防除活動を実施した各機関に所属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第19条 協議会の事務局は、第三管区海上保安本部警備救難部環境防災課に置く。

付 則

この会則は、平成9年11月28日から施行する。

付 則

この会則は、平成10年6月22日から施行する。

付 則

この会則は、平成14年6月11日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年6月26日から施行する。

付 則

この会則は、平成22年6月22日から施行する。

付 則

この会則は、平成24年6月28日から施行する。